

鹿相第63号
平成24年10月30日

各部長

各参事官 殿

各所属長

本 部 長

担当	情報公開係	TEL	
----	-------	-----	--

鹿児島県公安委員会及び鹿児島県警察における鹿児島県個人情報保護条例
に基づく処分に係る審査基準の制定について（通達）

鹿児島県公安委員会及び鹿児島県警察における鹿児島県個人情報保護条例（平成14年
鹿児島県条例第67号）に基づく処分に係る審査基準を別添のとおり制定したので、事務
処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成24年11月1日から施行する。

別添

鹿児島県公安委員会及び鹿児島県警察
における個人情報保護条例に
基づく処分に係る審査基準

平成24年11月
鹿児島県公安委員会・鹿児島県警察

第1 趣旨及び開示・不開示の判断

この審査基準は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）に基づき、鹿児島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）及び鹿児島県警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第2 保有個人情報の開示・不開示に関する基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例は、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 不開示情報の類型

条例第13条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が同条各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。

したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、同条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の不開示情報の構成は、基本的に鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「情報公開条例」という。）の不開示情報の構成に準拠している。また、情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

第3 不開示情報

1 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

人の生命、健康、生活又は財産を保護することは、行政機関の基本的な責務であることから、本人に係る個人情報であっても、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

(1) 「開示請求者」は、法定代理人が本人に代わって開示請求した場合は、法定代

理人ではなく本人（未成年者又は成年被後見人）であることから、法定代理人は本人に代わって開示請求することができるが、法定代理人に対して開示することにより、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合は、本人の権利利益を保護するため、この号に該当して不開示とすることとしたものである。

- (2) 生命、健康、生活又は財産を害する「おそれ」については、単なる確率的な可能性ではなく、現実に、生命、健康等に被害が発生している場合や将来これらが侵害される蓋然性が高い場合をいう。

2 条例第13条第2号（第三者に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

個人の権利利益に対する十分な保護を図るため、保有個人情報に含まれる「個人情報の本人以外の第三者に関する情報」を原則として不開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」

ア 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る保有個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人に関する情報をいう。

なお、法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、「開示請求者」とは、法定代理人ではなく本人（未成年者又は成年被後見人）である。

したがって、当該開示請求に含まれる法定代理人の個人情報は、「開示請求者以外の個人に関する情報」となる。

イ 「個人に関する情報」の「個人」については、条例第2条第1項の「個人情報」の定義とは異なり、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、条例第13条第3号の法人等に関する情報と同様の条件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、同条第3号の対象にしている。ただし、事業を営む個人の純粋に私的な情報についての不開示情報該当性は、この号により判断するものである。

エ 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名等の個人の属性のほか、個人別に付された番号、記号、符号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等がある。氏名以外の記述等、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

オ 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。ただし、氏名等を削除して、当該個人が識別できない形に処理された情報（他の情報によって照合しても個人が識別できない場合に限る。）は、個人の権利利益を侵害することがないことから、条例でいう個人情報には該当しない。

力 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とは、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性があることをいう。例えば、一定の条件で検索して番号を抽出した結果を他の情報と照合することにより本人を確認できるような場合をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報（電話番号帳記載の電話番号等）や公共施設で一般に入手可能な情報など、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

他方、特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めない。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

キ 実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報として、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。しかしながら、中には、氏名等を伏せた公文書でも内容によっては個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、「開示請求者（本人）以外の特定の個人を識別できないが、開示することにより、なお本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても、補充的に不開示情報としている。

また、条例第13条第3号のイと同様の情報で、個人から任意に提供があった個人に関する情報については、開示することにより当該個人の権利利益を害すると認められる場合には、この号に該当する。

(2) 「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（ただし書ア）

ア 「法令等」とは、法令（法律、政令、省令、国家公安委員会規則その他の命令）又は条例（条例の委任を受けた規則、県公安委員会規則等を含む。）をいうものである。

イ 「法令等の規定」は、実際に本人が知ることができる内容とした規定に限られる。

ウ 「慣行として」とは、本人が知り得ることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

エ 「開示請求者（本人）が知ることができる情報」とは、当該情報を、現に本人が知ることができる状態に置かれていれば足り、現に本人が知っている必要はない。

なお、過去に本人が知ることができる状態にあったものであっても、時の経過により、開示請求の時点では知ることができない場合もあり得る。

オ 「開示請求者（本人）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは、将来的に本人が知る予定（具体的に知ることができ、又は知ることが予定されている場合に限らず、求めがあれ

ば本人にも提供することを予定しているものも含む。) の下に保有されている情報をいう。また、ある情報と同種の情報が知ることができる状態にされている場合に、当該情報のみを知ることができないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上、通常本人が知り得る状態にされているものも含む。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（ただし書イ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないとの利益との調和を図ることが重要であり、本人以外の個人に関する情報についても、開示することにより害されるおそれがある当該情報に係る本人以外の個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該本人以外の個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この規定により開示する場合は、条例第21条第2項の規定により、当該本人以外の個人に対して意見を聴かなければならない。

また、この規定に該当するか否かの判断をする際に、同条第1項の規定により、当該本人以外の個人に対して意見を聞くこともできる。

(4) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（ただし書ウ）

保有個人情報には、公務遂行の主体である公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人並びに公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県の説明責任が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を開示する意義は大きい。一方で、公務員等についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする趣旨である。

ア 「当該個人が公務員等である場合において」とは、個人に関する情報のうち、当該個人が「公務員等」である場合である。

「公務員等」の職務執行に係る情報が職務遂行の相手方等の公務員等以外の個人に関する情報でもある場合がある。このように一つの情報が複数の個人に

関する情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むもので、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。実施機関の職員に限らず、国務大臣、国会議員、裁判官、地方議会議員、警察職員等も含まれる。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、この規定が適用される。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

エ 公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、公務員等の氏名を除き、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしない。ここで、「公務員等の職」とは、当該公務員等の所属する組織名及び職名その他職務上の地位を表す名称をいうものである。

オ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとなる。

当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、ただし書ウとともに、ただし書アが重畳的に適用され、本人以外の個人に関する情報としては不開示とならないことになる。

慣行として本人が知ることができるかどうかの判断に当たっては、職員録、人事異動の発表その他行政機関により氏名を公表する慣行がある場合等は、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されていると解される。ただし、開示することにより、当該公務員等の生命、身体、財産等（地位、名誉、自由等を含む。）が侵害されるなど、私的生活を不当に侵害するおそれがある場合は、たとえ組織上の地位に基づいて所掌する事務事業を実施することにより記録された職・氏名であっても、他の不開示情報（条例第13条第5号及び同条第7号等）に該当して不開示となる場合もある。

カ 警察職員の氏名の取扱い

鹿児島県警察（以下「県警察」という。）における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員である。県警察及び県

公安委員会が保有する公文書に記載されている警察庁又は他の都道府県警察の職員の氏名については、警察庁又は他の都道府県警察において氏名を公にしている慣行によって判断する。

なお、氏名を慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど条例第13条第5号に該当する場合は、不開示とする。

3 条例第13条第3号（法人等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。したがって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報等については、不開示とすることとしたものである。

【解釈及び運用】

(1) 本文関係

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、独立行政法人、政治団体、外国法人や法人格のない団体等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、法人その他の団体とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、この号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、条例第13条第7号等に規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等に係る組織や事業に関する情報、権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

イ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、アに掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営むまでの正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適當であることから、この号で規定しているものである。

したがって、事業を営む個人の当該事業に関する情報と事業を営む個人の純粹に私的な情報とが密接に関連しており明確に区分することが困難である場合の不開示情報該当性も、この号により判断するものである。

一方、事業を営む個人の純粹に私的な情報に関する不開示情報該当性は、条例第13条第2号により判断することとなる。

(2) ただし書関係

ただし書は、条例第13条第2号のイと同様に、当該情報を開示することにより

保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護するとの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

また、この規定により開示する場合は、条例第21条第2項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に対して意見を聽かなければならない。この規定に該当するか否かの判断をする際に、同条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に対して意見を聞くこともできる。

(3) 「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、生産技術上や販売上のノウハウ、経営上及び取引上の秘密等に関する情報、信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該情報の内容だけではなく、法人等又は事業を営む個人の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示をした場合の影響、権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して個別に適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

オ 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報としては、次のようなものがある。

(ア) 生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがある情報

(イ) 事業活動を行う上で内部管理に属する情報（経営方針、人事、組織、経理等）であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の公正な事業運営を害するおそれがある情報

(ウ) その他開示することにより法人等又は事業を営む個人の名誉、信用、社会

的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがある情報

力 「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がない例としては、次のような場合が考えられる。

(イ) 法人等又は事業を営む個人にとって、当該情報の内容を知らせることが、「本人」に対する契約その他当事者間の権利義務関係において何らかの義務があると認められる場合

(ア) 当該情報の性質からみて、「本人」が知っているべき関係にある情報である場合（例：本人との合意内容を示した文書等）

(ウ) 違法、不当な事業活動に関する情報で、「本人」に対して不開示にする正当な利益を主張し得ない場合

(エ) 情報公開条例第7条第2号に該当しないため、開示されることとなる場合

(4) 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(イ)

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、「不開示を前提として初めて受渡しをされるという情報の流通の形態や不開示とする条件の下に初めて提供することを決めた提供者の不開示扱いに対する期待と信頼は保護に値する。」ことから、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

ア 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から不開示の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

「要請」には、法令等に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

イ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な

事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において開示していないことだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が開示されている場合は、これには当たらない。

4 条例第13条第4号（法令秘情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

保有個人情報に含まれる「法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある国等からの明示の指示による不開示情報」については、開示できないことは当然のことであることから、この条例において不開示とすることを入念的に定めたものである。

【解釈及び運用】

(1) 「法令等の規定により開示することができない情報」

法令又は条例の規定により明らかに本人に対して開示することができないと認められる情報のほか、法令又は条例の趣旨、目的から当然に本人に対して開示することができないと認められる情報をいい、次のような情報がある。ただし、本人の個人情報を保護するために第三者に対する開示を禁止している場合には、本人に開示できないものではない。

ア 目的外使用が禁止されている情報

イ 個別法により守秘義務の対象とされている情報

ウ その他法令又は条例の趣旨又は目的から開示することができないと明らかに認められる情報

(2) 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により開示することができない情報」

法定受託事務等に関し、国等から開示してはならない旨の明示の指示があり、開示することができない情報をいう。口頭によるものや抽象的な内容のもの（例えば、「公表については、慎重に取り扱うこととされたい。」等）は、明示の指示には該当しない。

5 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

保有個人情報に含まれる公共の安全等に関する情報については、その性質上、開示・不開示の判断が高度の政策的判断を伴ったり、専門的、技術的な判断を要するものであり、司法審査等の場において実施機関の第一次的判断が尊重されるようになることが適当であることから、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定した上で、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認

めることにつき相当の理由がある情報」を不開示とすることとしたものである。

【解釈及び運用】

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

ア 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、この号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。

「公訴の維持」とは、公訴の提起の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、この号に該当する。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下同じ。）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制や暴力団員の行う暴力的 requirement 行為等・ストーカー行為等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、平穏な社会生活、社会の風紀等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発するおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、この号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じる

おそれのない行政警察活動に関する情報については、この号ではなく、条例第13条第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- (2) 「……おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
開示請求があった場合に、開示した場合の支障のおそれの有無を検討し、実施機関が開示・不開示の決定を行うこと、すなわち実施機関が第一次的な判断を行うことは、他の不開示情報の場合も同じであるが、公共の安全等に関する情報の場合には、専門的・技術的判断を要することから、支障のおそれの有無の判断については、実施機関の裁量を尊重するという意味である。

犯罪の捜査等の事実等に関する情報や犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報などのように、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のもの（「相当の理由」があるもの）か否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定にしたものである。

- (3) 刑事訴訟法第53条の2に規定されているとおり、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第4章の規定が適用されないことから、条例第2章（第1節及び第2節を除く。）の規定も適用されない。（条例第40条第2項）

「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当する捜査関係事項照会、回答文書等に記録されている個人情報は、本号の該当ではなく、適用除外として取り扱わなければならない。

なお、刑事訴訟法の規定する「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不出提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

6 条例第13条第6号（審議、検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

開示請求の対象となる保有個人情報に、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（この号の説明中「県の機関等」という。）の内部又は相互間における最終的な意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成し、又は取得された情報が含まれている場合は、これらの情報を開示することによって、その意思決定が損なわれることのないようにする必要がある。しかし、事項的に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、説明責任を全うす

るという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによる県の機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲について定めたものである。

【解釈及び運用】

- (1) 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「県の機関」とは、県の全ての機関をいい、執行機関（知事、各行政委員会等）、議会及びこれらの補助機関のほか附属機関も含むものであり、「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を含むものである。

「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に定めるものとする。

「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

「内部又は相互間」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等及び他の地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は県の機関等が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われている。そして、これらの各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報、例えば、会議資料に記載された情報、審議会等の議事録に記載された情報などが該当する。

- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

- (4) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- (5) 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

- (6) 「不当に」

(3), (4)及び(5)のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断される。

(7) 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、この号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関してこの号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

7 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

【趣旨】

開示請求の対象となる保有個人情報に、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（この号の説明中「県の機関等」という。）の事務又は事業に関する情報が含まれている場合は、これらの情報を開示することによって、公共の利益が損なわれたり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする必要があることから、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件について定めたものである。

【解釈及び運用】

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

ア 「次に掲げるおそれ」としてこの号のアからカまでに掲げたものは、複数の実施機関で共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものがあり得る。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、

その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められ、適正な遂行に対する支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(ア)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税の賦課若しくは徴収」とは、行政目的のために国税や地方税を割り当てて負担させたり、取り立てたりすることをいう。

これらの監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題等のように、事前に開示すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報については、不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当し得ると考えられる。

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(イ)

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいい、具体的には、補償、賠償に係る交渉、土地の売買に係る交渉、企業誘致に係る交渉、労務交渉等がある。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

イ 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる前記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、「財産上の利益」が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、「当事者として（認められるべき）地位を不当に害するおそれ」があるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(4) 「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」(ウ)

ア 「評価」とは、学業成績、勤務状況など、個人の能力、性格、適性等を公正かつ的確に評価するため調査し、その結果に基づき評定することをいう。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院等において、専門的見地から行った診断、診察、検査、治療等の一連の行為をいう。

「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業等の適任者を選任することをいう。

「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は生活状態、健康状態の改善のために行う教育や指示をいう。

その他に判定、推薦等これらに類するものを含み、また、実施機関が行う評価等のほか、実施機関以外のものが行うものも含まれる。

イ 個人の評価等に関する情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られた結果として、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼす」ことを懸念したものであり、これらの「おそれ」があるかどうかは、開示することの利益と個人の評価等の適正な執行を確保することによる利益とを比較衡量した上で判断されるものであり、具体的には次に掲げるような場合が該当すると考えられる。

(7) 開示することにより、今後継続して行う本人に対する個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある場合

(8) 本人に対する個人の評価等は終了しているものの、今後反復又は継続して行う本人以外の者に対する同種の個人の評価等を適切かつ公正に行うことが

できなくなるおそれがある場合

- (イ) 開示することにより、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、当該個人の評価等の目的及び意義が失われるおそれがある場合
- (ロ) 開示することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがある場合
- (5) 「調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ」(イ)

県の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探求すること。）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に發揮できるようにすることも重要である。

「調査研究」とは、試験研究機関等における技術開発及び発明等に関する研究、動植物の生息調査、遺跡等の発掘調査等をいう。調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、試行錯誤の段階のものについて、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不适当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不适当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

- (6) 「人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(オ)

県の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に關すること。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- (7) 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(カ)

県、国又は他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、条例第13条第3号の法人等に關する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。

第4 部分開示（条例第14条）

【趣旨】

- 1 第1項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにしたものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る保有個人情報に本人以外の特定の個人を識別すること

ができる情報（不開示情報）が含まれている場合の個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係（不開示情報が含まれている場合の部分開示）

- (1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、1件の保有個人情報に複数の情報が含まれる場合、各情報ごとに、条例第13条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、保有個人情報単位に行われるものであるため、条例第13条の各号列記以外の部分では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、この項の規定により、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

- (2) 「容易に区分して除くことができるとき」とは、当該保有個人情報のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合のほか、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合、過度の時間と経費を要する場合などは部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。また、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

- (3) 例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難であり、また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。しかし、文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

- (4) 部分的に削除する場合の範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関のこの条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとめの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

- (5) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、様式の枠だけになるような場合、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、この条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

2 第2項関係（本人以外の個人の識別情報が記録されている場合の部分開示）

- (1) 第1項の規定は、保有個人情報に含まれている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとめの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、本人以外の個人を識別できる情報は全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても本人以外の個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう本人以外の個人を識別する情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者（本人）以外の特定の個人を識別することができるものに限る」としているのは、「開示請求者（本人）以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者（本人）以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第13条第2号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を開示する部分につき

開示することとなるためである。

(2) 個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、本人以外の個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、本人以外の個人を識別することができる部分を除いても、開示することが不適当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報、個人による未公表の研究論文等は、開示すると個人の権利利益を害するおそれがある。

このため、本人以外の個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても、当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、本人以外の個人を識別することができる情報のうち、本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第13条第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになるという意味である。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、本人以外の個人を識別することができる要素は、条例第13条第2号のアからウまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とはならない。

第5 保有個人情報の存否に関する情報（条例第16条）

【趣旨】

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示又は不開示の決定を行い、存在していないければ不開示決定を行うことになる。

したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第13条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、開示請求の拒否処分の一態様として、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

【解釈及び運用】

1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示すべきでない情報の開示をした場合と同様の結果をもたらしたり、本人以外の個人の権利利益を侵害したり、事務

や事業の適正な遂行に支障を及ぼす場合をいう。

また、開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人から表彰候補者リストに登載されている自己の保有個人情報の開示を請求された場合に、当該保有個人情報の存在を前提として不開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていることが判明してしまう結果となり、また、当該保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていないことが判明してしまう結果となる等、保有個人情報の存否自体を明らかにすることにより、不開示とすべき情報を開示することとなる場合をいう。

このような特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第13条各号の不開示情報の類型について生じる可能性があり、具体的には、次のような例が考えられる。

(1) 表彰候補者リスト

(2) 捜査関係事項照会、回答

- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、条例第17条第3項の規定により、処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられ、また、個別具体的な理由の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、当該情報が、不開示情報に該当しなくなったような場合を除き、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、実際には存在しない場合であっても、不存在の決定をするのではなく存否応答拒否をしなければならない。

その理由は、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになるからである。

3 決定の区分等

条例第16条により開示請求を拒否するときは、条例第17条第2項の「開示をしない旨の決定」を行うこととなる。

また、条例第16条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、存否応答拒否をする場合は、その妥当性を慎重に判断する必要がある。

第6 他の法令等による開示の実施との調整（条例第24条）

【趣旨】

他の法令等において、開示請求者に対する保有個人情報の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が条例第22条第

1項本文の開示の方法と同一である場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、この条例による開示を実施しないこととするものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 他の法令等の規定により、文書又は図画に記録されている保有個人情報の内容の全部又は一部が、閲覧又は写しの交付を受けることができる場合などは、更にこの条例で同じ形式により開示を実施することは、手段の重複を招き適当でないことから、他法令等の規定を優先することとしたものである。

例えば、条例では、閲覧には費用の負担は必要ないが、他の法令等で閲覧手数料を徴収する場合は、当該手数料を徴収することになる。

(2) 「第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法」については、他の法令等の規定における開示の方法がこの条例第22条第1項本文に規定する開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については施行規則で定める方法（鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）第12条））と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示を行わないこととするものである。

例えば、他の法令等において閲覧の方法による開示のみが規定されており、写し等の交付については何ら規定していない場合については、閲覧の方法による開示の実施については、条例では行わず、他の法令によることとなり、写し等の交付の方法による開示については、「他の法令等の規定により、……開示することとされている場合」に該当しないので、この条例に基づき開示請求を行い、開示決定の上、開示の実施を行うことになる。

(3) 他の法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあるが、そのような場合は、当該期間内に限り、この条の調整措置の対象となる。

すなわち、他の法令等の規定に定める開示の方法が条例第22条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合において、当該期間内は、条例では当該同一の方法による開示を行わないが、当該期間の前後は、条例に基づき、開示を実施することになる。

(4) 他の法令等の規定において、当該本人に対しては保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「……正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「……おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」は、条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、この条の調整措置の対象とならない。

(5) 自己情報の開示請求については、情報公開条例、条例のいずれでも開示請求が可能であるが、情報公開条例では、本人の情報であっても個人情報は原則として不開示であり、条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、情報公開条例は、「一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき」に該当し、この条の調整措置の対象とはならない。

したがって、自己情報を知りたい開示請求者に対しては、情報公開条例ではなくこの条例により開示請求するように指導する必要がある。

2 第2項関係

「縦覧」は、条例第22条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に保有個人情報の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、同項本文の閲覧とみなして、条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

第7 保有個人情報の訂正に関する基本事項（条例第26条）

【趣旨】

開示を受けた者が、自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときには、その訂正を請求することができることを明らかにしたものであり、訂正請求権を条例上の権利として創設したものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 個人情報は、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、資格等の事実をいう。

事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはならない。評価、判断、診断、意見、選考等に関する個人情報の訂正等の請求は、行政判断に対する意見であり、この制度とは異なるものであるため、それらの請求に対しては訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、一見評価等に関する情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

- (2) 「事実でない」とは、個人情報取扱事務の目的、内容、当該保有個人情報の意味等からみて、事実とされるべき個人情報と、現実に記載されている個人情報が合致していないことをいう。したがって、過去の一定の時点で記載した保有個人情報の内容が、現在では古くて正しくない場合であっても、当該個人情報を保有した時点における資料として取り扱うときは、「事実でない」ことにはならない。

「事実でない」場合の形態としては、単純な記載の誤り、不十分な記載、電子計算機処理における入力ミス等が考えられる。

- (3) 「訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）」とは、事実に合致していない保有個人情報の内容を事実に合致する内容に直すことをいい、不完全な個人情報に記録を追加する場合や事実として確認できない内容を削除することを含むものである。

- (4) この項の第1号及び第2号の「開示を受けた」とは、条例第22条又は他の法令等の規定により保有個人情報の開示の実施がなされたことをいい、訂正を請求するには、これらの開示を受けていることが前提になる。訂正請求は、開示によって明確に特定された情報を基にして行うものであり、これらの方法によらずに自

己の個人情報が事実に合致していないことをたまたま知った場合などにまで請求権を認めると際限がなくなってしまうことから、開示を受けた保有個人情報に限ることとしたものである。

なお、この規定は、自己情報の訂正請求に関する一般的な定めであり、個別事務の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

2 第2項関係

未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、開示請求の場合（条例第11条第2項）と同様に、本人に代わって訂正請求をすることができるものである。訂正請求にあっても、未成年者や成年被後見人自身が直接訂正請求をすることを妨げるものではない。

また、基本的に、法定代理人は、本人に代わって、本人の利益に沿った訂正請求権を行使しなければならない。しかし、事情によっては、本人と法定代理人の利益が相反する場合もありえることから、法定代理人が代理請求した場合は、開示請求の場合（条例第11条）と同様に、慎重な対応が求められる。

3 第3項関係

開示決定という行政処分の効果の早期安定のため、訂正請求は、取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項）である3か月（この条例の制定当時）を参考に、開示を受けた日から90日以内にしなければならないことにしたものである。

第8 保有個人情報の訂正についての基準（条例第28条）

【趣旨】

訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、実施機関は、訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正する義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本文関係

- (1) 訂正請求があった場合は、必要に応じて、訂正請求者が提示し、又は提出した「訂正を求める内容が事実に合致することを疎明する書類又は資料」等を基に、訂正請求者が訂正を求めている内容が事実に合致しているかどうか、実施機関に当該個人情報の内容を訂正する権限があるかどうか等についての調査を行った上で、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」は、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。この場合の調査は、客観的な判断を行うことができるよう、できるだけ具体的な資料等に基づいて行うものとし、必要に応じ第三者の意見を聞くことも含まれる。
- (2) 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、過去のある時点の情報を記録する目的で保有している場合には、それに必要な範囲内で行えば足りるものであり、最新情報への訂正義務が生じるわけではないという意味である。
- (3) 「訂正しなければならない」とは、適法な訂正請求があった場合は、実施機関

は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正する義務を負うという意味である。

なお、調査の結果判明した事実が、記録されている内容とも訂正請求の内容とも異なる場合も考えられ、そのような場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなるが、正確性確保の観点から、別途、職権で訂正等を行うなどの対応が必要になる。

2 ただし書関係

- (1) 「実施機関に訂正の権限がないとき」とは、訂正請求に理由がある場合であっても、例えば、訂正できない旨の法令の規定がある場合や他の機関から取得した書類であって当該記述を訂正する権限がない場合などがある。例えば、市町村長が発行した住民票や証明書、民間の診療機関が作成した診断書などのように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成した書類に記載されている情報については、実施機関の訂正権限が及ばない。
- (2) 「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、実施機関が事実関係の調査を行った結果、記載内容に誤りがないと認められる場合や正確な事実が何であるかが必ずしも明らかでない場合（例えば、戦前に外地で生まれた者の生年月日、名前等で証明するものがいる場合）のほか、訂正することにより、本人や第三者の権利利益を害するおそれがあるとき、業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときなどがある。

なお、訂正するには至らなかったが、正確な事実が不明の場合は、例えば、当該個人情報が記録されている公文書にその旨を注記するなど、当該個人情報の利用に当たり、その旨が分かるような対応をすることが望ましい。

- (3) 「訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」は、訂正義務はないが、訂正をしない処分は、鹿児島県行政手続条例（平成7年鹿児島県条例第41号）の適用を受ける行政処分でもあり、条例第29条第3項の規定により、訂正請求者にできる限り分かりやすく、具体的にその理由を提示しなければならない。

3 訂正前の保有個人情報に基づき行われた行政処分の効力

訂正請求に理由があると認めたときに行う訂正は、実施機関が保有する保有個人情報の記載内容に誤りがある場合に、正確性の確保の観点から行うものであり、訂正の効果は、当該保有個人情報自体にしか及ばない。

したがって、たとえ、訂正前の誤った保有個人情報に基づいて行政処分がなされていたとしても、当該行政処分の効力に当然に影響を及ぼすわけではない。

第9 保有個人情報の利用停止に関する基本事項（条例第34条）

【趣旨】

開示を受けた自己の保有個人情報が不適正に取り扱われていると認めるときには、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができることを明らかにしたものであり、利用停止請求権を条例上の権利として創設したものである。

【解釈及び運用】

1 制度の目的

利用停止の請求制度は、個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保するためのものであり、開示、訂正等とともに一連の本人関与を構成する仕組みである。

この制度により、本人は、自己に関する情報が、適法でない方法により取得され、利用目的の達成に必要な限度を超えて保有している場合など、法令等の規定に違反したり、不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、自己に関する情報の利用停止を請求することができる。

2 第1項関係

(1) 「第26条第1項各号に掲げる保有個人情報」は、条例第22条又は他の法令等の規定により開示の実施がなされた保有個人情報であり、これらの保有個人情報が不適正に取り扱われていると思料するときに限り、利用停止の請求ができるものである。

これは、この制度が個人情報の不適正な取扱いを是正することを目的としていることから、対象となる個人情報を特定しておくことが不可欠であること、また、自己の個人情報が適正に取り扱われていないことをたまたま知った場合などにまで利用停止請求権を認めると際限がなくなってしまうことから、訂正請求の場合（条例第26条第1項）と同様に、開示を受けた保有個人情報を対象とするものである。

なお、この規定は、自己情報の利用停止請求に関する一般的な定めであり、個別事務の実施に伴い、それぞれの根拠、理由、方法等により行われる個人情報の利用停止を制限し、又は禁止するものではない。

(2) 「保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているとき」は、当該他の法令等により利用停止の請求を行うことになる。

(3) 「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」とは、取得が禁止されている個人情報を取得したり、違法な手段により個人情報を取得したような場合をいう。

「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、特定の利用目的を達成するために必要な範囲を超えて個人情報を保有した場合をいう。

「第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、個人情報は、法令等に規定している場合や例外的に認められた特定の場合を除き、利用目的以外の目的のために利用してはならず、また、例外的に認められた特定の場合であっても個人の権利利益を侵害してはならないが、これらの要件に違反して利用している場合をいう。

「利用の停止」とは、その保有個人情報の利用をやめることであり、「消去」とは、その保有個人情報を消すことである。ここでいう「消去」と訂正請求の際の「削除」との相違については、訂正の延長で間違っている当該部分だけを消すのが「削除」であり、情報そのものを全て消し去ってしまうのが「消去」として使い分けている。

(4) 「第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、個人情報は、法令等に規定している場合や例外的に認められた特定の場合を除き、利用目的以外の目的のために第三者に提供してはならず、また、例外的に認められた特定の場合であっても個人の権利利益を侵害してはならないこととしているが、これらの要件に違反して提供している場合をいう。

3 第2項関係

この項の解釈については、訂正請求の場合（条例第26条第2項）と同様である。

4 第3項関係

この項の解釈についても、訂正請求の場合（条例第26条第3項）と同様である。

第10 保有個人情報の利用停止についての基準（条例第36条）

【趣旨】

利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、実施機関は、利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、当該保有個人情報の利用を停止する義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本文関係

(1) 利用停止請求があった場合は、請求者が適法ではないと思料する取扱いの内容、利用停止を求める理由等について調査を行い、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」は、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。この場合の調査は、客観的な判断を行うことができるよう、できるだけ具体的な資料等に基づいて行うものとし、必要に応じ第三者の意見を聴くことも含まれる。

(2) 「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度」とは、適正でない個人情報の取扱いを是正するために必要な範囲内という意味であり、目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有、利用又は提供であっても、公益上の必要性など相当の理由がある場合にまで、利用停止をしなければならないという訳ではない。

また、利用停止請求に理由があると認める場合であっても、例えば、利用停止できない旨の法令の規定がある場合や他の機関から取得した個人情報であって、その利用を停止する権限がない場合などにおいても、その利用を停止する義務はない。

2 ただし書関係

「利用停止をすることにより、……事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」については、個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断する必要がある。その結果、利用停止請求に応じられないときは、請求者に対して、その旨を明らかにして、その理由を提示しなければならない。

3 利用停止前の保有個人情報に基づき行われた行政処分の効力

訂正請求の場合（条例第28条）の解釈と同様である。

第11 適用除外（条例第40条）

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「次に掲げる保有個人情報については、適用しない」とは、この項各号に掲げる保有個人情報については、現に実施機関が保有している間はもとより、保有する段階においても条例第2章の規定を適用しないことをいう。
- (2) 「法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を適用しないこととされている保有個人情報」とは、具体的には、統計法（平成19年法律第53号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査により集められた保有個人情報をいう。

2 第2項関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号。以下「整備法」という。）で、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の適用を除外としている法令については、一般的な行政文書と異なる独自の完結した体系的な開示制度等が整備されていることから、条例第2章の一部（保有個人情報の開示、訂正、利用停止）の規定の適用を除外したものである。

この項の対象となる法令には、次のようなものがある。

○ 刑事訴訟法～訴訟に関する書類や押収物

3 第3項関係

「図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報」は、一般に、当該施設固有の目的に応じて管理されていること、それ自体に対して別途閲覧等利用の手続が定められていること、閲覧のために入場料を納める必要がある施設があること等、県が行政執行の見地から作成し、又は取得した文書と同一の取扱いをするのは適当でなく、当該施設における資料の管理、利用等に関する規則に従うべきであることから、この章の規定を適用しないこととした。

4 第4項関係

- (1) 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を条例第2章（第1節及び第2節を除く。）の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。
- (2) 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必

要性が高いことから、条例第2章（第1節及び第2節を除く。）の適用除外として明記している。

- (3) 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条の第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

- (4) 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから適用除外としたものである。

- (5) 刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る」ことが適当である。

- (6) 刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。

- (7) 「訴訟に関する書類」について

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記録されている保有個人情報については、法と同時に成立した整備法の第13条により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第4章の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている保有個人情報についても、刑事訴訟法等の制度に委ねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている保有個人情報についても、法第4章の適用除外であると解される。

5 第5項関係

この項は、所掌事務の遂行のために集めた「入方前の調査票（アンケート）」などの個人情報が、未整理のままで著しく大量に段ボール箱等に保管されているような場合を想定しており、このような場合は、開示請求等に対する当該保有個人情報の検索自体に多くの時間と労力を要し、通常業務に影響が生じることが明らかであることから、そのような場合は元々実施機関が保有していなかったものとする取扱いにしたものである。ただし、これらの保有個人情報については、適切に取り扱うべき個人情報であることには違いないので、法第2章第1節及び第2節は適用される。